障害者活躍推進計画の実施状況について

(1) 基本的事項

①評価年度 令和4年度

②機 関 名 西宮市監査事務局

③任命権者 西宮市代表監査委員

(2) 推進体制の整備

- ①障害者雇用の推進に関する実務責任者として、「障害者雇用推進者」に監査事務局長を 選任しています。
- ②今後、「障害者職業生活相談員」の選任義務が生じた場合は、速やかに選任します。

(3) 障害者雇用率の達成状況 (参考:西宮市における達成状況)

[令和4年6月1日時点の雇用率]

任命権者	法定雇用率	実雇用率
市長部局(※)	2.6%	2. 71%
教育委員会	2. 5%	2.82%
上下水道局	2.6%	2.64%

[※]市立中央病院は、市長部局との特例認定を受けているため、市長部局に含む。

(4) 障害者雇用の推進に関する理解の促進

障害のある職員の受入れ等の検討については、評価年度に該当がなく、実施する機会は ありませんでしたが、今後障害のある職員が配属された場合に備え、障害者雇用に関す る職員の理解の促進を図ります。

(5) 障害のある職員の配属、職場環境の整備

障害者である職員が配属された場合には、担当職員が当該職員と面談を実施し、職場に おいて支障となる事情の有無等を確認し、過重な負担とならない職務の選定及び創出に ついて検討します。障害の特性上必要な機器や設備は出来る限り設置し、職場環境の整 備を図ります。

また、配属後も必要に応じて職業生活相談員や健康管理室・産業医との面談を実施し、心身の状態の把握に努めます。